

# 内外無差別な卸売の対象電源の考え方について

## 第98回 制度設計専門会合 事務局提出資料

令和6年6月25日（火）

# 本日御議論いただきたい内容

- 今般、長期脱炭素電源オークションへやコーポレートPPAの案件組成にあたって、SPCの設立等、共同出資による電源建設の検討が進められる事例があり、今後もそのような電源は増加していく可能性がある。
- こうした中、複数の事業者から、旧一電・JERAとの共同出資による電源についても内外無差別な卸売が求められるのか、内外無差別な卸売が求められる対象範囲はどこまでか、明確にしてほしいといった指摘があるところ。
- これまで、内外無差別な卸売が求められる電源については明確に議論されておらず、現状、各社によって異なる考え方に基づき卸売を行っている（子会社・関連会社が保有する電源も内外無差別な卸売の対象に含めている事業者もあれば、自社の電源以外は内外無差別な卸売の対象に含めていない事業者もある。）。
- このため、本日は、改めて**内外無差別な卸売の対象電源の考え方について御議論いただきたい。**

# 内外無差別な卸売を求めた経緯の振り返り

- 「電気の経過措置料金に関する専門会合」のとりまとめ（平成31年4月23日）において、経過措置料金の存否の判断基準における一つの考慮要素として、小売市場における競争的環境の持続性が挙げられた。
- その基本的な考え方として、安価な電源の多くを旧一般電気事業者及び株式会社JERA（以下「旧一電及びJERA」という）が保有・長期契約することで卸市場における市場支配力を有する状況を前提にすると、電源アクセスのイコール・フットイングが確保され、かつ中長期的に継続することが重要となると指摘された。
- さらに、電源アクセスのイコール・フットイングの確保のためには、電源アクセスに関する取引条件（価格）について、旧一電小売と新電力との間で公平となる環境整備が必要であり、卸市場において市場支配力を有する旧一電及びJERAにおける発電部門から小売部門への内部補助が問題となると指摘された。
- このような不当な内部補助の防止策の一つとして、社内・グループ内取引価格、その他条件が新規参入者と無差別的であること（＝内外無差別な卸売）が最も有力で現実的な方法とされた。

# （参考）内外無差別な卸売を求めた経緯の振り返り

## （参考）「電気の経過措置料金に関する専門会合」のとりまとめ（平成31年4月23日） 競争的環境の持続性関連部分抜粋（1／4）

### 3－2 競争的環境の持続性

（基本的な考え方）

- 我が国電力市場においては、旧一般電気事業者が発電設備の大宗を保有している一方で、新電力は、自身では電源を保有しないことが多く、特に、安価な電源の多くは、同様に旧一般電気事業者が保有・長期契約しており、新電力によるアクセスが困難な状況にある。このような状況を前提とすれば、小売市場における競争を持続的に確保する上では、電源アクセスのイコール・フットイングが確保され、かつ中長期的に継続することが重要となる。
- 電源アクセスのイコール・フットイングについては、大きく、①電源アクセス機会の確保（量の観点）と、②電源アクセスに関する取引条件の公平性確保（質＝価格の観点）の2つの要素がある。
- まず、電源アクセスの機会確保（①）については、旧一般電気事業者による余剰電源の全量市場投入をはじめとする既往の取組みによって、ほとんどのエリアにおいて概ね充足されている状況になりつつある。一方で、②電源アクセスに関する取引条件については、旧一般電気事業者小売部門と新電力との間で公平となる環境を整備していく必要があるものと認められる。仮に、こうした環境が整備されず、旧一般電気事業者の発電部門が自社小売部門に対して、電源調達面で不当な内部補助を行い、内部補助を受けた旧一般電気事業者小売部門は廉売を行うといった行為が行われることによって、小売市場における地位を維持し、又は強化することとなる場合には、小売市場における競争の持続性に影響を及ぼしうる。

注）一般論として、競争法理の上で、内部補助を行うことそれ自体が直ちに問題となるということではない。ただし、ある市場（例えば、卸電力市場）において市場支配力を有する事業者が、相当規模の内部補助を背景として、隣接する市場（例えば、小売市場）において、廉売、抱き合わせ販売その他の行為（他の市場における市場支配力を隣接する市場において梃子として不当に利用する行為）を実際に行う結果として、（その行為の規模、継続期間等にもよるが）競争者の事業を困難にし、又は、そのおそれがある場合などには、市場支配力の濫用等として問題となる。



## （参考）内外無差別な卸売を求めた経緯の振り返り

### （参考）「電気の経過措置料金に関する専門会合」のとりまとめ（平成31年4月23日） 競争的環境の持続性関連部分抜粋（2／4）

（不当な内部補助の防止策について）

- 小売市場における競争の歪曲をもたらす「不当な内部補助」は、具体的には、卸市場において市場支配力を有する旧一般電気事業者における発電部門から小売部門への内部補助であって、小売市場における競争を歪曲化する程度のも（典型的には、新電力の事業を困難にするおそれがある程度に小売市場における競争を歪めるもの）と考えることが適当である。
- このような不当な内部補助による競争への悪影響を防止する方策としては、理論的には様々な方法が考えられ、諸外国において実際に講じられた例も存在する<sup>37</sup>。我が国においては、不当な内部補助を防止するという目的を達成する上で直接的であり、かつ、事業者にとって必要最小限の制約であるとの観点からは、卸市場において市場支配力を有する旧一般電気事業者の社内・グループ内取引における価格その他の取引条件が新規参入者と無差別的であること（社内外取引の無差別性の確保）を担保することが、最も有力で現実的な方法の一つであると考えられ、その詳細について検討を行う必要がある。
- なお、これらの方策を実施する際の枠組みとしては、当初から制度的に担保することも考えられるが、事業者の自主的取組に委ね、問題があれば制度的な担保の方策を検討していくことも考えられる。

<sup>37</sup> 理論的な観点からは、経済合理的な事情がない内部補助を抑制（牽制）する方法（①社内取引における無差別性の担保（透明性の向上））のほか、内部補助の機会（取引所外の相対取引）を限定する方法（②取引所取引を通じた透明性向上）、内部補助を行う者についてその誘因をなくす方法（③発電部門の利潤最大化行動）などに加え、不当な内部補助を防止する手段以外にも、内部補助を発生させる卸市場の市場支配力自体を解消させる方策（④電発電源等の切り出し）、内部補助による他市場（小売市場）に対する悪影響の発生経路を断ち切る方法（⑤小売価格への制限）など様々な手段又はその組み合わせが理論的には考えられる。

# 内外無差別な卸売の対象電源の考え方 1/3

- 前述のとおり、内外無差別な卸売とは、現在、卸市場において市場支配力を有する旧一電及びJERAの社内・グループ内取引価格、その他条件が新規参入者と無差別的であることを求めているため、対象電源は、コミットメントの主体である旧一電及びJERAが保有する電源である。
- ここで、旧一電及びJERAが「保有する」電源の定義（範囲）について、文字通り旧一電及びJERA自身が保有する電源に加え、旧一電及びJERAが一定以上出資している事業者が保有する電源で、旧一電及びJERAが当該事業者からの卸価格や通告等の取引条件を単独で決定することができる電源については、実質的に旧一電及びJERAが保有する電源と同じと考えられることから、内外無差別な卸売の対象と考えるべきではないか。
- 具体的には、旧一電及びJERAの子会社については、日本の会計基準（支配力基準）において、旧一電及びJERAが「財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（意思決定機関）を支配している」と判定されていることを踏まえると、旧一電及びJERAが単独で卸価格や通告等の取引条件を決定することができると考えられることから、原則として※、旧一電及びJERAの子会社が保有する電源も内外無差別な卸売の対象と考えるべきではないか。

※上記原則の例外として、例えば、旧一電及びJERAの子会社が自身で建設した電源であって、且つ、当該子会社の小売に用いる部分について、その規模（販売電力量等）が小さく、小売市場における競争を歪曲するおそれが低いと判断される場合においては、内外無差別な卸売の対象外と考えて良いのではないか。
- なお、旧一電及びJERAの完全子会社ではない場合（出資比率が100%でない場合）には、受電量等に基づいて対象となる電力量を判断することとしてはどうか。



## 内外無差別な卸売の対象電源の考え方 2/3

- したがって、少なくとも、①旧一電及びJERA自身が保有する電源及び②旧一電及びJERAの子会社が保有する電源については、各社一律に内外無差別な卸売の対象電源と考えるべきではないか。
- 一方、旧一電及びJERAが出資している事業者であって子会社ではない事業者（関連会社等）が保有する電源については、必ず内外無差別な卸売の対象電源と考えるべきものではないものの、内外無差別な卸売のコミットメントの趣旨や、当該電源の運用実態等を踏まえ、各社の判断として内外無差別に卸売を行っている事業者も存在する。こうした状況を踏まえ、各社の実態を可視化し、どこまでをコミットメントに基づく内外無差別な卸売の対象としているかについて明確にする目的から、第7回フォローアップ以降、上記電源に関する各社の卸売の考え方（どのような考えに基づきどの範囲までの電源を卸売の原資に含めているか）について、確認・公表することとしたい。
- また、ここでお示した内外無差別な卸売の対象電源の考え方については、今後の各社の実態も踏まえつつ、必要に応じて、見直しを行うこととしてはどうか。
- その上で、旧一電及びJERAには、24年度に交渉・契約締結する卸取引※<sup>1</sup>から、子会社が保有する電源についても原則として内外無差別な卸売を明示的に求め、フォローアップを行うこととしてはどうか。なお、フォローアップに際しては、1）旧一電及びJERAが、子会社から受電した上で、内外無差別な卸売の原資に含める場合は、従来どおり旧一電及びJERA自身の卸取引を確認する、2）子会社自身が卸売を行う場合は、旧一電及びJERAに子会社の卸取引も含めて必要な情報の提出を求めて確認する※<sup>2</sup>、といういずれかの方法で確認を行うこととしたい。

※1 本日（2024年6月25日）以前に既に契約締結している取引については、遡及的適用は行わない。

※2 子会社から電取委に対して直接、取引情報を提出可能な場合はこの限りではない。

# 内外無差別な卸売の対象電源の考え方 3/3

- ただし、過去の制度設計専門会合において整理された以下の電源については、前頁の整理にかかわらず、内外無差別な卸売の対象外となる。（各社の判断として内外無差別に卸売を行うことが否定されるものではない。）

## ① 火力電源入札の落札電源（第89回制度設計専門会合 資料5-1）

※「電源建設者の発意での建設による電源」については、評価方針に基づいて過去に遡って当該契約自体のプロセスを評価されるものではないが、当該契約条件の改善、当該契約に基づく卸売量が卸売全体に占める割合、他の長期卸の内外無差別性とその卸売量が卸売全体に占める割合等によって、内外無差別が担保されているか総合的に判断することと整理した。

## ② 域外需要向けの域外電源（第90回制度設計専門会合 資料3）

## ③ オフサイトPPAにおける新設電源（第93回制度設計専門会合 資料5）

※オフサイトPPAにおける既設電源については、「交渉機会を内外無差別に提供していること」、「自社・グループ内小売にのみ有利な条件で卸売を行っていないこと」等の4つの観点から内外無差別性の確認を行うことと整理した。



# (参考) 火力電源入札の落札電源に紐づく卸取引

第89回制度設計専門会合（2023年9月29日）資料5-1より抜粋

- **単年卸の整理と同様、火力電源入札の落札電源に紐づく契約**については、旧一般電気事業者が自社の小売需要に対して入札により電源調達したものであると考えられることから、小売部門が調達した電源と見なしてそもそも**内外無差別な卸売の対象外と整理してよいのではないか**。  
※従来から当該電源を卸売の原資としている事業者に対し、変更を求めるものではない。

## (参考) 新しい火力電源入札の運用に係る指針

第86回制度設計専門会合（2023年6月27日）資料5より抜粋

- 「新しい火力電源入札の運用に係る指針」によると、**みなし小売電気事業者（＝旧一般電気事業者の小売部門）が新設・増設・リプレースされる火力電源から供給を受けようとする場合**、指針に基づいて入札を実施する必要がある。つまり、本入札の実施主体は小売部門であり、**小売部門が調達する電源である**と言える。
- また、指針によると、「**自社及び他の事業者が応札できること**」とされ、「**将来の電源開発計画、その内訳としての各年度の入札対象量（枠）、募集時期、調達期間を可能な限り明らかにするとともに、その内容を各社のホームページに掲載する等、広く一般に公表すること**」とされているため、本入札は**社内外に等しく機会が開かれたう**で、**結果的に自社発電部門が落札し、小売部門が調達した電源である**と言える。

第5回火力電源入札専門会合（2019年3月18日）資料3より抜粋

「新しい火力電源入札の運用に係る指針（5次改訂）」より抜粋

### 制度の趣旨

- 現行の火力電源入札制度は、競争が十分機能するまでの間の経過的な特定小売供給約款の料金の適正性を確保することを目的とした制度であり、法律上の義務ではないが、入札を経た電源は落札価格を適正な原価とみなし、入札を経ないものは、入札された場合に想定される価格等を参考にしつつ算定するという仕組みの下で運用されてきた。
- また、以下のような状況の下、発電市場への競争導入を促すことにより、発電コストの低減を促す意義も期待されていた。
  - 平成24年の制度再開当初、新電力の販売電力量シェアは2.5%に過ぎず市場競争は限定的であり、また、低圧部門については一般電気事業者による規制料金制度であったため、旧一般小売部門は電源調達価格を総括原価に転嫁して費用回収することが容易な構造となっていた。
  - これを旧一般小売部門側から見ると、同一経営体の小売部門が固定費込みの電力を調達することが当たり前であったため、発電コストを必ずしも十分意識しない可能性があった。加えて、当時は卸売市場も十分に機能していなかったため、市場価格を意識した発電競争を行う意識も必ずしも十分ではなかったと考えられる。
  - 発電への新規参入者（IPP）の側から見ると、当初は旧一般電以外の買入手が限定的であった中、発電市場へ参入する貴重な機会を提供するものであった。

### ■（参考）制度改訂の経緯

|           |                                                                      |
|-----------|----------------------------------------------------------------------|
| 平成7年      | 電気事業法改正。新電気事業に係る参入規制の排除範囲に併せて火力入札制度を導入                               |
| 平成12年     | 一般電気事業者の自社分を含めた火力全量入札制度を導入                                           |
| 平成15年     | 卸電力取引所の整備を契機として競争導入                                                  |
| 平成24年     | 東日本大震災後、電力の安定供給と電気料金の一層適正な算定の形成を促すことを目的として、「新たな火力電源入札制度」として再開        |
| 平成25～27年度 | 総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電気料金調査専門委員会火力電源入札ワーキンググループにおいて実施（事務局：資源エネルギー庁） |
| 平成27年9月   | 電力取引監視等委員会の設置に伴い、火力電源入札専門会合へ                                         |
| 平成28年5月   | 電力全面自由化を契機に、競争が十分機能するまでの間の経過的な特定小売供給約款の料金の適正性を確保する目的のもとで抜本的に見直し      |

### 2. 入札の実施を要する電源

- （1）みなし小売電気事業者が新設・増設・リプレースされる火力電源から供給を受けようとする場合は、原則全ての火力電源を本指針に基づく入札の対象とし、自社及び他の事業者が応札することができることとする<sup>(1)</sup>。ただし、みなし小売電気事業者が他の事業者（当該みなし小売電気事業者の子会社等を除く。）が建設する火力電源から供給を受けようとするときであって、当該電源の建設が当該他の事業者の発意で行われると認められる条件として定める以下の各条件の全てに適合している場合には、火力入札を要としない。

### 3. 入札実施方法に係る基本的考え方

- （2）入札対象量（枠）や入札のスケジュールについては、発電事業者の予見可能性を高めるため、電気事業法第29条の規定に基づきみなし小売電気事業者が経済産業大臣に供給計画を提出する際に、将来の電源開発計画、その内訳としての各年度の入札対象量（枠）、募集時期、調達期間を可能な限り明らかにするとともに、その内容を各社のホームページに掲載する等、広く一般に公表することとする。

# (参考) 電源建設者の発意での建設による電源に紐づく 卸取引

第89回制度設計専門会合（2023  
年9月29日）資料5-1より抜粋

- 火力電源入札専門会合において整理された「電源建設者の発意での建設に関する条件」に基づいて建設された電源に紐づく契約については、コミットメント以前（既存契約分）の場合、本資料の評価方針に基づいて過去に遡って当該契約自体のプロセスを評価されるものではない。他方、結果として現時点の契約条件（通告変更期限等）が社内・グループ内に有利な設定となっている場合、単年の評価において、現時点で内外無差別が担保されている（◎）と評価はできない（○評価）のではないかな。
- ただし、当初からグループ内小売のみとの契約を想定していた既存長期卸に比して、一定の条件（「売り先を公募で募集するなど、当該電源の売り先の決定を電源建設者が主体的に行う仕組みとなっていること。」）を満たすプロセスを経ていることを踏まえると、必ずしも、当該契約期間が終了するまで評価が継続されるのではなく、当該契約条件の改善、当該契約に基づく卸売量が卸売全体に占める割合、他の長期卸の内外無差別性とその卸売量が卸売全体に占める割合等によって、総合的に判断することとしてはどうか。

## 【指摘事項1】入札が必要となるのがどのような場合が精査が必要③ (電源建設者の発意に関する条件)

- 電源建設者が自らの発意で建設しており、みなし小売電気事業者が深く関係しないと認められる電源は、みなし小売電気事業者が主体となって入札するという本制度の趣旨に馴染まない。
- 自らの発意で建設するものかどうかについては、以下の条件に合致するかどうかで判断することとしてはどうか。

### 電源建設者の発意での建設に関する条件

電源建設計画が、下記の条件を全て満たしていれば、電源建設者が自らの発意で建設しており、みなし小売電気事業者が深く関係しないと認められることから、みなし小売電気事業者が当該建設者から調達するとしても、入札の実施は不要と整理できるのではないかな。

【条件1】 電源の売り先のみなし小売電気事業者が、当該電源の設備投資計画や資金計画の方針決定を支配する契約等による電源建設者への影響力を有していないこと。

【条件2】 当該電源の建設に係る資金調達、電源の売り先のみなし小売電気事業者及びその子会社・親会社・兄弟会社からの資金融通で行われていないこと

（※1）長期での売電契約は安定収入を確保できる点で資金調達の一助となる面があるが、みなし小売電気事業者と長期契約を結ぶことだけでは、資金融通とは考えない。

【条件3】 売り先を公募で募集するなど、当該電源の売り先の決定を電源建設者が主体的に行う仕組みとなっていること。

（※2）公募の場合、調達規模や財務基盤などについて参加資格を設定することも考え得るが、参加資格が実質的にみなし小売電気事業者に限られる内容となっている場合は、電源建設者が主体的に売り先の決定を行っていると考えことはできない。

第4回火力電源入札専門会合  
(2016年3月31日) 資料3より抜粋

# (参考)【論点③】域外電源と内外無差別な卸売のコミットメントの関係 1/2

第90回制度設計専門会合（2023年10月31日）資料3より抜粋

- 域外進出に関して、一部の旧一電から、自社が市場支配力を有するエリア以外（以下「域外」という。）に保有する電源は、内外無差別な卸売の対象外とすべきではないかとの指摘があった。
- 電気事業者が域外進出を行う際の電源調達手段としては、他社相対卸や市場調達によるほか、自社電源を域外に保有することも考えられ、このような電源も内外無差別な卸売の対象とすると、域外における電源投資を阻害し、結果的に域外進出の障害となる可能性もある。
- また、そもそも、内外無差別な卸売のコミットメントの趣旨は、コミットメント対象事業者が、自社エリア（以下「域内」という。）で多くの電源を保有し、当該エリア内で市場支配力を有するため、当該電源へのアクセス機会の公平性を確保する点にある※。
- こうした点を踏まえれば、コミットメント対象事業者が域外電源を保有する場合について、将来的に当該事業者が当該エリアで市場支配力を有するに至らない限り、基本的に当該電源は内外無差別な卸売の対象外であると考えてよいのではないか。
- ただし、域外電源であっても、例えば隣接地域に保有する電源などにおいて、主に域内に電力を供給する場合は、実質的に域内電源と変わらず、こうした電源まで内外無差別な卸売の対象外とすると、コミットメントの趣旨を没却する結果を招きかねない。
- そのため、域外電源であって、当該電源からの社内・グループ内卸が域外小売需要向けのものであると確認される場合には、内外無差別な卸売の対象外と考えることとしてはどうか。

※「不当な内部補助」は、「卸市場において市場支配力を有する旧一般電気事業者における発電部門から小売部門への内部補助であって、小売市場における競争を歪曲化する程度のも」と定義づけられている（第45回制度設計専門会合・資料6参照）。



# (参考)【論点③】域外電源と内外無差別な卸売の コミットメントの関係 2/2

第90回制度設計専門会合（2023  
年10月31日）資料3より抜粋

- 具体的には、域外電源と紐付いた契約が存在するなど、域外電源が域外の自社小売需要に  
充てられていることについて合理的な説明がなされた場合には、当該域外電源を内外無差別の  
卸売の対象外としてよいのではないか。

## (参考) オフサイトPPAに伴って新設される電源の場合

第93回制度設計専門会合（2024年1月30日）資料5より抜粋

- オフサイトPPAの案件組成にあたって電源を新設し、当該電源投資に係る費用を長期PPAを通じて需要家が負担する場合は、当該電源が当該需要家のニーズによって建設されたことが明確であり、小売電気事業者による電源アクセスの公平性が必ずしも求められるとは考えられないため、当該電源は内外無差別な卸売の対象外と整理してよいのではないか。

※ 一つの新設電源を複数の需要家が受電する場合や、一需要家に対し複数の新設電源をアグリゲートして供給する場合においては、当該一又は複数の電源と需要家が特定され、当該電源から当該需要家への紐づけ（費用負担）が契約上明確である場合は、実質的に上記ケースと同様と考えられるため、当該電源は内外無差別な卸売の対象外と整理してよいのではないか。

- 一方で、**既設電源**を用いた長期PPAについては、内外無差別な卸売が求められる供給力のうち特定の電源を切り出して、自社・グループ内小売を通じて需要家に販売すること等によって、内外無差別な卸売のコミットメントの趣旨を没却する懸念があるため、**より丁寧な確認が必要**となる。
- 大前提として、旧一電は、既設電源を用いた長期PPAを締結する際にも、内外無差別な卸売のコミットメントに基づき、**発電利潤最大化の観点から内外無差別に卸売**を行うことが求められる。
- 具体的には、既設電源を用いたオフサイトPPAに係る卸売の内外無差別性については、以下の観点から確認を行うこととしてはどうか。
  - **交渉機会を内外無差別に提供していること**（例：新電力や需要家からもコンタクトできるよう、オフサイトPPAに関する発電部門の問い合わせ先をウェブサイト上に公表すること）
  - **自社・グループ内小売にのみ有利な条件で卸売を行っていないこと**（例：オフサイトPPAにおける自社・グループ内小売への卸価格が自社の長期卸標準メニューの価格を不当に下回らないこと）
  - **自社・グループ内小売に優先的に卸売を行っていないこと**（例：発電部門が卸価格や与信等の合理的な基準に基づき小売電気事業者を選定すること）
  - **発電・小売間で情報遮断**の取組を実施していること（例：発電部門と小売部門でフォルダのアクセス制限を行っていること）



# 社外電源への電源アクセスについて

- なお、旧一電及びJERAが出資していない事業者が保有する電源であって、長期契約によって確保している電源についても、内外無差別な卸売が求められるものではないとしても、小売市場における競争的環境の持続性の基本的な考え方に立ち返ると、その電源アクセスの改善は引き続き重要な課題。
- 過去の経緯を振り返ると、新電力の電源アクセス機会の拡大の観点から、2012年に旧一電による自主的取組として、電源開発の電源の切り出し（既存契約の見直し）に向けた協議・検討の実施が表明された。また、2015年には公営電気事業者が旧一電との長期契約の解消・見直しを行うための環境整備を目的として、「卸電力取引の活性化に向けた地方公共団体の売電契約の解消協議に関するガイドライン」が資源エネルギー庁において策定された。当委員会では、契約の見直し状況の定期モニタリング・結果の公表により更なる取組を促してきている。
- こうした取組を通じて、公営電気事業者が、旧一電との随意契約満了後に一般競争入札・公募型プロポーザルへ移行する等、一定程度の契約の見直しは行われているものの、引き続き、こうした取組を通じて、契約のさらなる見直しを促していくこととしたい。

- これまで、全体約1200万kW \*4のうち、約5%にあたる約61.9万kW\* 5 が切り出された。前年同時期と比べ進展は見られない。
- 各社とも更なる切出しについては未定となっている。

|        | 切出し量              | 協議の状況等                                                              |
|--------|-------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 北海道電力  | 年間2億kWh程度*3を切出し済み | 更なる切出しについては未定                                                       |
| 東北電力   | 5万kW*2を切出し済み      | 更なる切出しについては未定                                                       |
| 東京電力EP | 3万kW*1を切出し済み      | 更なる切出しについては未定                                                       |
| 中部電力   | 1.8万kW*1を切出し済み    | 切出し対象の電源については、2021年3月末に電源開発との電力受給契約終了（切出し済み分を含む全量）<br>更なる切出しについては未定 |
| 北陸電力   | 1万kW*1を切出し済み      | 切出し対象の電源については、2021年3月末に電源開発との電力受給契約終了（切出し済み分を含む全量）<br>更なる切出しについては未定 |
| 関西電力   | 35万kW*2を切出し済み     | 更なる切出しについては未定                                                       |
| 中国電力   | 1.8万kW*1を切出し済み    | 更なる切出しについては未定                                                       |
| 四国電力   | 3万kW*1を切出し済み      | 更なる切出しについては未定                                                       |
| 九州電力   | 8万kW*1を切出し済み      | 更なる切出しについては未定                                                       |
| 沖縄電力   | 1万kW*1を切出し済み      | 更なる切出しについては未定                                                       |

出所：旧一般電気事業者からの提供情報  
\*1：送端出力、\*2：発端出力、\*3：年間総発電量、\*4：設備総出力全体から、揚水発電所の出力約500万kWを除いたもの、\*5：北海道電力分については、切出し量より便宜的に推計  
※ ベースロード市場への供出のため、新たに切出しを行ったものについては含まない。

- 地方公共団体が経営する水力発電事業の総設備容量約231万kWのうち、67万kWについては一般競争入札等での契約。前年同時期と比べると、ほぼ横ばい。
- 残り164万kWのうち、約80%は旧一般電気事業者との随意契約を継続、約20%はFIT電源としての売電及びFIT適用化改修等の構成となっている。

公営水力発電設備（令和5年4月1日現在）  
・発電所数：310か所　・総出力：約231万kW

公営24事業体中、水力発電の売電契約について、競争入札又は公募型プロポーザルにより決定した落札者に供給中の事例（令和5年12月31日現在）

| 事業体 | 発電種別                    | 合計最大出力[kW] | 契約種別      | 落札者                              |
|-----|-------------------------|------------|-----------|----------------------------------|
| 北海道 | 水力発電所5か所                | 50,500     | 一般競争入札    | エネット                             |
| 岩手県 | 水力発電所13か所               | 143,470    | 公募型プロポーザル | 東北電力                             |
|     | 水力発電所1か所                | 450        |           | 久慈地域エネルギー                        |
| 秋田県 | 水力発電所12か所               | 92,900     | 公募型プロポーザル | コンソーシアム（東北電力、東北電力フロンティア）         |
|     | 水力発電所3か所 <sup>※1</sup>  | 9,250      |           | ローカルでんき                          |
| 山形県 | 水力発電所1か所                | 3,700      | 公募型プロポーザル | やまがた新電力                          |
|     | 水力発電所8か所                | 59,100     |           | 東北電力                             |
|     | 水力発電所4か所 <sup>※1</sup>  | 26,600     |           | 地球クラブ                            |
|     | 水力発電所1か所 <sup>※1</sup>  | 420        |           | やまがた新電力                          |
| 栃木県 | 水力発電所8か所                | 60,700     | 公募型プロポーザル | 東京電力エナジーパートナー                    |
| 東京都 | 水力発電所3か所                | 36,500     | 公募型プロポーザル | ENEOS                            |
| 山梨県 | 水力発電所1か所 <sup>※2</sup>  | 380        | 公募型プロポーザル | エネット                             |
| 長野県 | 水力発電所18か所 <sup>※1</sup> | 61,855     | 公募型プロポーザル | コンソーシアム（ダイヤモンドパワー、丸紅新電力、UPDATER） |
| 新潟県 | 水力発電所7か所 <sup>※3</sup>  | 100,200    | 一般競争入札    | 東北電力                             |
| 京都府 | 水力発電所1か所                | 11,000     | 一般競争入札    | 関西電力                             |
| 鳥取県 | 水力発電所2か所                | 6,100      | 一般競争入札    | とっとり市民電力                         |
|     | 水力発電所1か所                | 9,200      | 一般競争入札    | 中国電力                             |
| 岡山県 | 水力発電所1か所 <sup>※2</sup>  | 180        | 一般競争入札    | ゼロワットパワー                         |
| 山口県 | 水力発電所1か所 <sup>※2</sup>  | 260        | 一般競争入札    | UPDATER                          |
| 合計  |                         | 672,765    |           |                                  |

合計件数　　： 19件  
合計最大出力： 672,765kW  
【水力設備総出力の29.1%】

出所：公営自治体からの提供情報

※1 2021年7～9月期の報告より、FIT電源分についても、公募型プロポーザル、一般競争入札に移行したものについては整理の対象に含めることとして見直しを実施。  
（長野県は、22か所について公募型プロポーザルとしていたが、そのうち、4か所はFIT適用等のリブレース中のため18か所に変更。18か所のうち7か所はFIT電源）  
※2 卒FITに伴い、一般競争入札又は公募型プロポーザルに移行。  
※3 新潟県は、9か所について一般競争入札としていたが、そのうち、2か所はFIT適用リブレース等により7か所に変更。

# 現時点における各社の内外無差別な卸売の対象範囲 1/2

- 現時点では、自社として保有する電源を対象とし、それ以外の電源については対象外としている事業者が大宗。
- 他方で、子会社や関連会社の電源についても、発電側の需給対応や供給力確保を目的として開発/購入している電源については対象としている事業者も存在する。

| 事業者         | 基本的な考え方                                                                                      | 現時点における各社の内外無差別な卸売の対象範囲※1 |        |         |         |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|--------|---------|---------|
|             |                                                                                              | 自社電源                      | 子会社の電源 | 関連会社の電源 | その他電源※2 |
| 北海道         | <u>自社として保有する電源</u> 以外は、 <u>発電側の需給調整の用に供する電源</u> を除き、基本的に小売として調達した電源となる                       | 対象                        | 一部対象   | 対象外     | 対象外     |
| 東北          | <u>発電側の需給対応を主たる目的として購入している電源は対象</u> としており、それ以外の電源は小売として調達した電源と考えるため対象外                       | 対象                        | 対象     | 対象      | 一部対象    |
| 東電<br>HD・RP | <u>自社（HD・RP）として保有する電源</u> 以外は、全て各発電会社が各々の最適判断として卸売した結果と捉えているため、東京電力HDとしてコミットしたものとして対象としてはいない | 対象                        | 対象外    | 対象外     | 対象外     |
| 中電HD        | <u>自社電源・その他電源の一部は、コミットメント以前の既存契約が存在するため、既存契約先と合意できた範囲を対象</u> としている。中電ミライズが調達した電源は対象外         | 対象                        | 対象外    | 対象外     | 一部対象    |
| JERA        | <u>自社電源および子会社が保有する電源のうち、未契約分</u> を取引原資としている                                                  | 一部対象                      | 一部対象   | 対象外     | 該当なし    |

※1 本専門会合において既に内外無差別な卸売の対象外と整理された電源は除く

※2 電発電源・公営水力を含む



# 現時点における各社の内外無差別な卸売の対象範囲 2/2

| 事業者 | 基本的な考え方                                                                                                         | 現時点における各社の内外無差別な卸売の対象範囲※1 |        |         |         |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|--------|---------|---------|
|     |                                                                                                                 | 自社電源                      | 子会社の電源 | 関連会社の電源 | その他電源※2 |
| 北陸  | 発電側の供給力確保の目的で開発または調達した電源は対象としており、それ以外の電源は小売として調達した電源と考えるため対象外                                                   | 対象                        | 対象外    | 対象外     | 対象外     |
| 関西  | 自社発電部門で保有している電源を対象としている                                                                                         | 対象                        | 対象外    | 対象外     | 対象外     |
| 中国  | 自社として保有する電源以外は、全て小売として調達した電源と考えるため対象外                                                                           | 対象                        | 対象外    | 対象外     | 対象外     |
| 四国  | 自社として保有する電源以外は、全て小売として調達した電源と考えるため対象外                                                                           | 対象                        | 対象外    | 対象外     | 対象外     |
| 九州  | 発電側の供給力確保の目的で開発した電源は対象としており、それ以外の電源は小売として調達した電源と考えるため対象外                                                        | 対象                        | 一部対象   | 対象外     | 対象外     |
| 沖縄  | 他社火力を含むエリア内火力電源（離島および調整力供出分を除く）は対象、エリア内の火力以外の電源（主に再エネ）は、各小売が自助努力（FIT制度を活用し開発する、FIT事業者から調達するなど）で調達出来るためと考えるため対象外 | 対象                        | 対象外    | 該当なし    | 一部対象    |

※1 本専門会合において既に内外無差別な卸売の対象外と整理された電源は除く

※2 電発電源・公営水力を含む